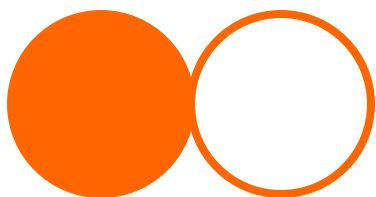


重要事項説明書

【児童発達支援】



社会福祉法人 若竹大寿会
横浜市中川地域ケアプラザ

この「重要事項説明書」は私たちが提供するサービスとの**契約前**に知っておいていただきたい内容を記載してあります。

なお、この説明書は令和7年4月1日現在のものです。

職員数などは予告無く変更になることがございますことを予めご了承ください。

運営している法人の概要

■法人名

社会福祉法人
若竹大寿会

■理事長

竹田 一雄

■本部所在地・連絡先

〒221-0863

横浜市神奈川区羽沢町550-1

TEL 045-381-3232

法人理念

若竹大寿会は
職員一丸となって人を幸せにします。
人が大切にされる世の中を創ります。

横浜市と品川区で、高齢者、障がい児・者向けの福祉事業を中心に展開しています。

法人の詳細は <https://wakatake.net/>でもご確認できます。

事業所の概要 ①

事業所名	中川地域ケアプラザ ルークスなかがわ
所在地	〒224-0001 横浜市都筑区中川1-1-1
連絡先	電話 045-500-9321 FAX 045-910-1513
管理者	吉田 清美
障害福祉サービス 事業所番号	1456800037
併設サービス	■放課後等デイサービス
定員	10名(事業所全体)

事業所の概要 ②

営業日	月曜・火曜・水曜・金曜・土曜(祝祭日は営業致します) 木曜日、日曜日、年末年始(12/29～1/3)はお休みです 台風・大雪等の悪天候によりサービスをご利用いただく事が危険と判断した場合等、臨時休業又は、サービス提供時間を繰り上げさせていただく場合があります。(その場合、事前にご連絡させていただきます)
営業時間	事業所の営業時間は9:00～18:00 となります
サービス提供時間	実際にサービスを提供する時間帯は9:30～12:45です
サービス提供地域 (通常の事業の 実施地域)	横浜市(都筑区、青葉区、港北区)

事業目的・運営方針

【事業目的】

社会福祉法人 若竹大寿会が開設する中川地域ケアプラザ ルークスなかがわ(以下「事業所」という。)が行う児童発達支援(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

【運営方針】

- 事業所は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の特性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援サービスを提供する。
- 2 事業所は、障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定児童発達支援サービスの提供に努める。
- 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 事業所は、障がい児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。
- 5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

職員体制と職務の内容 ①

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、以下の職種の職員を配置しています。

管理者	業務と職員の管理、介護保険法及び関連法令の遵守の為の指揮命令、サービス実施状況の把握を行います。	常勤兼務	1名
児童発達支援 管理責任者	指定児童発達支援サービスにかかる通所支援計画の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。	常勤専従	1名
保育士 児童指導員 指導員	指定児童発達支援サービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定児童発達支援サービスの提供に当たる。	常勤専従 常勤兼務 非常勤専従	2名 1名 8名

職員体制と職務の内容 ②

【職員研修体制】

従業員の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- ・採用時研修 職員採用後3か月以内
- ・定期研修 年2回以上

【秘密の保持】

従業者は業務上知り得た利用者様及びその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者様及びその家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文書にて利用者様及びその家族の同意を得ることとします。

従業者であった者に業務上知り得た利用者様及びその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を運営法人との雇用契約に定めます。

職員体制と職務の内容 ③

【虐待の防止のための措置に関する事項】

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

【感染症対策に関する事項】

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置に努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

ご利用料金

児童発達支援サービスのご利用にかかる費用を説明させていただきます。

■料金は下記の2つの合計となります。

利用者の定率負担額

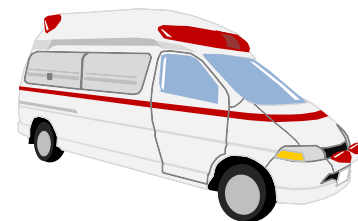
- サービスの利用に対しては、通常9割が障害児通所給付費等の給付対象となります。事業者が支給対象サービス費を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス料金の原則1割を事業者にお支払いいただきます。

児童福祉法に基づく障害児通所給付費等支給対象外サービスに関する利用料金

- サービス提供する上で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用については、その都度実費にてお支払いしていただきます。（例：おやつ代、教材費、連絡帳 等）

お子様の容体急変時などの対応方法について (緊急時対応方法、および事故発生時対応)

- ◆容体の急変などの緊急事態が発生した場合は、速やかにご家族又は緊急連絡先にご連絡・ご相談し、ご利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- ◆緊急性が高いと判断した場合は、救急隊への連絡を優先的に行う場合があります。
- ◆サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族様に連絡させていただくこともございます。また神奈川県、横浜市の定めにより行政へ事故報告をいたします。
- ◆サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償いたします。なおその際は、当事業所と損害賠償保険契約している保険会社と協力して対応させて頂きます。



お子様の容体急変時などの対応方法について②(参考)

◆協力医療機関

サービス提供時間内に発生した事故や急病について、治療が必要な場合は通院いたします。また、家庭治療の超えない範囲で簡単な治療を行います。尚、その他の通院に関しては原則として利用者自身(ご家族)で行っていただきます。

ハリーこどもクリニック(横浜市都筑区中川1-21-20 1階6001号)
小児科・小児神経科 ☎045-913-0501

◆賠償責任保険

あいおいニッセイ同和損保



【非常災害対応】

- ◆事業所に担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ◆防災計画を作成するとともに、年2回以上の避難訓練等を実施します。

【衛生管理】

- ◆サービス提供に供する施設、食器その他の設備、水について衛生的な管理に努めます。
- ◆食中毒、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

「個人情報保護」および「情報開示」について
(別紙:個人情報使用同意書も併せてご参照ください)

- ◆事業者とその従業者(退職した者も含む)は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者及びご家族に関する情報を、正当な理由(『個人情報使用同意書』裏面に記載)なく、第三者に漏洩いたしません。
- ◆事業者は、サービスを提供したことを示すさまざまな記録を作成しております。これらは5年間事業所にて適正に保存し、ご利用者及びご家族の求めに応じて閲覧いただけます。また、実費負担によりその写しを交付いたします。

ご契約の解除について

1 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。
- (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
- (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
- (4) 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
- (5) 利用者が死亡した場合。

苦情の受付・相談窓口について

サービス内容などに対して、ご苦情・ご相談がある場合は下記の窓口にご連絡下さい。
事業所の窓口の他、行政機関などでも受付ています。
皆様からのご苦情・ご相談、責任を持って対応させていただきます。

当事業所	中川地域ケアプラザ ルークスなかがわ 電話 045-500-9321 苦情・相談受付担当 吉田 清美 苦情解決責任者 所長 伊勢田 義紀 外部第三者委員 坂田 信子(☎045-912-5404)
法人窓口	社会福祉法人 若竹大寿会 法人本部 電話 045-548-9233 (土・日・祝祭日除く9:00~18:00)
横浜市 窓口	横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 電話 045-671-4274
神奈川県 窓口	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障がいサービス課 電話 045-210-4736

ご利用にあたってのお願い

健康面

ご家庭にて体調の変化があった際には、早めに事業所へご連絡下さい。なお風邪や感染症などが蔓延している場合は、他のご利用者への影響を考慮して、ご利用を控えていただくことがございます。また当日来所されてからの健康状態により早退をお願いしたり、一部サービスを制限させていただくことがございます。

設備・器具の利用

施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。

貴重品の管理

お子様の所有する貴重品につきましては、原則施設での管理はいたしません。紛失等の事故に対する責任は、施設で負うことは出来ません。

宗教・政治・営利活動

ご家族様の思想・信教は自由ですが、他のお子様や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。

贈答品の辞退

職員及び事業所への金品や飲食等のお心遣いは辞退させていただきます。

重要事項説明書の同意

説明日	令和 年 月 日
説明者 氏名	中川地域ケアプラザ ルークスなかがわ

契約締結にあたり、重要事項の説明を受け、同意し、本書面の交付を受けました。

ご利用者様氏名

ご家族(代理人)が署名した場合(氏名横に捺印)

署名者の氏名

印